第2回三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型) 生産性向上・業態転換支援補助金のご案内 ※申請に当たっては、必ず【公募案内】を確認してください!

1. 事業目的

原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしています。本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の賃金引き上げにつながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。

2. 公募期間

令和5年11月8日(水)~令和5年12月15日(金) ※_{消印有効}

3. 補助内容

【対象者】三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等(三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者)で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施することで、従業員の賃金引き上げにつなげようとする者。

【補助対象期間】交付決定日(令和6年1月下旬(予定))~令和6年7月12日(金)

【補助率】補助対象経費の1/2以内

【補助限度額】 50万円(下限)~400万円(上限)

期限内に納品・支払が全て完了 する必要があります。

4.補助対象となる事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃金引き上げにつなげるために実施する以下の経営向上の取組

- (1)省エネルギー機器や完全自己消費用再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上
- (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入による生産性向上
- (3) D X の導入による生産性向上
- (4) サプライチェーンの強靭化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (5) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (6) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (7) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓
- (8) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓
- (9) その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

補助金の要件となる賃金引き上げ対象の従業員は「常時使用する従業員(賃金支払実績がある者)」でなければなりません。日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者、また労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等は「常時使用する従業員」に含まれませんので、本補助金の賃金引き上げの対象者となりません。

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「4.補助対象となる事業」に要する広報費、展示会等出展費、開発費、借料、機械装置等費、外注費 など

※詳しくは、『公募案内』の2ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

6. 申請書類

- (1)補助金交付申請書(第1号様式)
- (2)経営向上計画書(第1号様式の2)
- (3)支出計画書(第1号様式の3)
- ドしてください。 ※1取引100万円(税抜)以上の支出計画がある場合、補助事業に係る見積書の提出が必要です。

※申請書類については、三重県の

ホームページからダウンロー

- (4)役員等に関する事項(第1号様式の4)
- (5) 賃金引き上げ計画書 (第1号様式の5 《別紙を含む》)
- (6) 直近 1 期分の財務諸表の写し
 - ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書を含む)
 - ・個人で青色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、青色申告決算書(全てのベージ)
 - ・個人で白色申告の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書(全てのページ)
- (7) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は、住民票抄本の写し (交付申請日から6か月前以内に発行のもの)
 - ※主たる事務所または事業所の所在地等、申請者が補助対象要件を充足するか確認するため、追加資料の 提出を求めることがあります。
- (8) 労働時間等を明記した労働基準法に基づく直近3か月分の賃金台帳の写し(対象従業員分)
- (9) 売電を行わない旨の「確約書」(別紙様式5):完全自己消費用再生可能エネルギー装置を導入する場合

7 審查方法 基準 結果通知

対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容および賃上げの計画 内容について、次の基準に基づき審査を実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

審查基準

- 性:エネルギー価格等高騰に対応した取組であるか。 ①必
- ②目 的 性:エネルギー価格等髙騰の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画 であるか。
- ③実現可能性:事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④有 効 性:事業計画は、エネルギー価格等髙騰の影響緩和に対して効果が期待されるものになっ ているか。
- ⑤合 理 性:事業実施に必要かつ適切な事業積算となっているか。
- ⑥賃金引き上げ:従業員の賃金引き上げの計画は、事業実施の効果として適切かつ効果的な内容とな っているか。また、その内容は実現可能なものか。
- ※前回の「三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」に採択 されていない申請者及び新規申請者については、加点措置を行います。

8. 本補助金交付の決定を受けた者の義務

本補助金交付の決定を受けた者は、申請時に作成した経営向上計画書(第1号様式の2) に基づいて「三重県版経営向上計画(ステップ2)」を策定のうえ、速やかに(令和6年2月 末《厳守》までに)公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、年度内に県の認定を受 けなければなりません。

※詳しくは、『公募案内』の6ページ「7 留意事項」をご確認ください。

9. 申請書提出先・問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階 公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 係 電話: 059-253-1281 平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

必ず郵送にて ご提出ください。